

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険、介護予防支援業務及び地域支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、介護保険、介護予防支援業務及び地域支援事業に関する事務における特定個人情報保護ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持条項及び情報管理に関する遵守事項に関する規定を契約に含め、個人情報の保護を記している。

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険、介護予防支援業務及び地域支援事業に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、本市内に住所を有する第1号被保険者(65歳以上の者)及び第2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)が老化による病気(特定疾病含む。)により介護や支援等が必要となった者に係る介護保険に関する事務を行う。 行政手続きにおける 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1第8項の規定に伴い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理、審査等に関する事務 ②各種資格証等の発行に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④各種認定申請に関する事務 ⑤補足給付に関する事務 ⑥保険料賦課及び収納に関する事務 ⑦滞納者に係る支払い方法の変更等に関する事務 ⑧地域支援事業に係る対象者把握及び事業実施事務 ⑨その他介護保険に関する事務 ⑩サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務を命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務部総務課庶務係
〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
電話番号(026)-245-1400 内線3112

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

健康福祉部高齢者福祉課介護保険係
〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1
電話番号(026)-245-1400 内線3327

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	1ー③システムの名称	G-パートナー、MCWELL	Reams.NET II	事後	ベンダーの変更による
平成31年4月1日	5ー②所属長の役職名	高齢者福祉課長 青木信一郎	高齢者福祉課長 高橋克彦	事後	人事異動による
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	5ー②所属長の役職名	高齢者福祉課長 高橋克彦	高齢者福祉課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	Ⅱ 1.2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	1③システムの名称	Reams.NET II	1. 介護保険システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査	〔○〕自己点検	〔○〕自己点検 〔○〕内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑨その他介護保険に関する事務	⑨その他介護保険に関する事務 ⑩サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	3. 団体内統合宛名システム	3. 団体内統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4. サービス検索・電子申請機能	4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数